

第23期 第23回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和元年5月31日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 2 3 回定例農業委員会総会議事録

令和元年 5 月 31 日（金）午後 1 時 30 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 2 3 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	18 名
	事務局	局長
		次長
		係長

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 81 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	4 件
議案第 82 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて	1 件
議案第 83 号	令和元年度農用地利用集積計画(第 2 号)について	1 件
議案第 84 号	令和元年度農用地利用集積計画(第 3 号)について	1 件
議案第 85 号	農用地利用配分計画(案)について	1 件
議案第 86 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	1 件

第 3 報告第 64 号	農地法第 5 条の規程に基づく届出について	3 件
報告第 65 号	農地法第 18 条の規程に基づく解約通知について	4 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和元年度第23回5月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号12番 ○○ ○○ 委員、13番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第81号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第81号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1、番号2は関連がありますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

1番

貸渡人	双海町串	○○	○○
借受人	双海町串	○○	○○
申請地	双海町串 畑	外1筆	
申請理由	(貸渡人) 農地管理困難 (借受人) 新規就農		
権利の種類等	10年間の賃借権設定		

2番

貸渡人	双海町串	○○	○○
借受人	双海町串	○○	○○

申請地	双海町串 田 外4筆
申請理由	(貸渡人) 就農支援 (借受人) 新規就農
権利の種類	10年間の使用貸借権設定
1番・2番共通での	
借受人の作付予定作物	不知火・甘平・キウイ
主な農機具の保有状況	農作業用自動車
労働力	常時1人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます
以上です。

議長

番号1、2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

1番の農地は以前も父親の〇〇さんが借り受けていましたが、引き続いて息子の〇〇さんが借り受けます。2番は父親から息子への使用貸借です。特に〇〇歳という非常に貴重な若い年齢であり、祖父は最近亡くなりましたが、仕事熱心な家柄で、この〇〇歳の〇〇さんも熱心に仕事をするのではないかと思います。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画等についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

こんにちは。双海町の〇〇というところで新規就農します。もともと実家が農業をされていて、地盤をしっかり作ってくれているので、高齢者も増えてきて、園地も守ってきているので、これから土地の規模を拡大し、地元を守るという形で頑張っていきたいです。

作柄は、甘平、伊予柑、不知火、キウイ、ビワをやりたいと思っています。

議長

各委員さんからご質疑がありましたらお願いします。

〇〇委員

各品種の面積と、就農人数を教えてください。

〇〇さん

私だけです。 不知火が3反5畝、伊予柑が1反、甘平1反、キウイ3反5畝、この計画には入れていませんが、ビワを1反、温州をあと7畝ほど増やす予定です。

〇〇委員

誤解があるといけないのですが、〇〇さんはここにある以外にも多くの面積を作っています。今はどういう契約になるかわかりませんが、とりあえずは、これだけを契約してやりますということです。

〇〇委員

非常に伊予市の若い方が農業をやるということでたくましい限りですが、一人でこれだけの面積を経営するということになると、今後、高品質ないしいろいろな問題が出てくると思いますが、ひとつひとつ解決していただいて、伊予市のこれからの農業の発展をよろしくをお願いします。

〇〇委員

父親は〇〇ですか。販売ルートなどはどう考えていますか。

〇〇さん

自分も組合員になる予定です。父とは別で販売することになると思います。

〇〇委員

以前から父親と祖父とが〇〇でやっていたので、今後もそのような形でされると思います。

議長

その他ございませんでしょうか。

<新規就農者退室>

議長

番号1、2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1、2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1、2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

3番

譲渡人	灘町	〇〇	〇〇
譲受人	下吾川	〇〇	〇〇
申請地	下吾川	田	外2筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	米		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、農作業用自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは、農地を持っているのはここだけでありまして、高齢ということで、管理ができないということで、〇〇さんが隣接して耕作しており、機械もすべてそろっているため、売買でも問題ないと思われます。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

4番

譲渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	田	外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・野菜・キウイ		
主な農機具の保有状況	トラクター、耕うん機、農作業自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは〇〇と2人で生活しています。田を作ることができないということで作ってくれる人を探していましたが、隣の部落の〇〇さんが作ってくれるということになり、双方の意見がまとまったようです。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

〇〇委員

住所が松山市ですが。

〇〇委員

住所は松山市ですが、農業はこちらでやっているそうです。もともとはこちらが出身地だそうです。

事務局

補足として、近々住所を実家である双海に戻す予定であるということです。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

■議案第82号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

議案82号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局より説明をお願いします。

事務局

被相続人	下吾川	〇〇	〇〇
相続人	下吾川	〇〇	〇〇
申請農地	下吾川	田	外1筆

相続開始

平成〇〇年〇〇月〇〇日

今回の申請農地については、相続人が父の死亡により相続する予定地で、遺産分割協議書を添付して証明願いが提出されました。提出された書類と農地の現況は不備がありませんでしたので、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長

議案82号につきまして、事務局で現況確認もできているようですので、議案82号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案82号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

■議案第83号 令和元年度農用地利用集積計画(第2号)について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について、次のとおり農業委員会の決定を求める。

事務局より説明をお願いします。

事務局

まず、農用地利用集積事業による申出書の取りまとめにつきまして、委員の皆様方には大変お世話になりました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

それでは、お配りしております別冊、令和元年度 農用地利用集積計画(案)

令和元年度 第2号をご覧ください。

この資料は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画(案)を定めたものです。

表紙の裏面から両面14ページにわたって明細を掲載しております。

今回、117件の利用権設定の申し出がありました。最終ページの集計表の件数は筆ごとの件数になります。

この表には掲載しておりませんが、新規と更新の内訳についても補足させていただきます。

ます。

田については、合計 259,030.11㎡ 217筆
そのうち新規が 104,696.11㎡ 79筆
更新が 154,334㎡ 138筆 となります。

畑については、合計 19,956㎡ 23筆
そのうち新規が 823㎡ 2筆
更新が 19,133㎡ 21筆 となります。

樹園地については、合計 23,431㎡ 21筆
そのうち新規が 3,269㎡ 5筆
更新が 20,162㎡ 16筆 となります。

総合計では 302,417.11㎡ 261筆
そのうち新規が 108,788.11㎡ 86筆
更新が 193,629㎡ 175筆 となります。

借り手貸し手の集計は

借り手（利用権の設定を受ける者）が55人

貸し手（利用権を設定する者）が103人 となります。

以上です。

議長

議案83号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案83号につきましてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

議案83号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

■議案第84号 令和元年度農用地利用集積計画(第3号)について

■議案第85号 農用地利用分計画(案)について

議案第84号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用

地利用集積計画について」、次のとおり農業委員会の決定を求める。

つづきまして、

議案第85号「農地中間管理事業実施要領第8条の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について」、次のとおり農業委員会の意見を求める。

この議案は関連がございますので続けて事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の申請がありました。

1番

利用権の設定を受ける者（借り手） 松山市 公益財団法人 ○○

利用権を設定する者（貸し手） 中山町出渕 ○○ ○○

利用権設定地 中山町出渕 畑 外2筆

権利の種類 使用貸借権設定

契約期間 令和元年○月○日～令和○年○月○日の10年間

作付け予定作物 果樹（キウイ）

続きまして

（農地中間管理機構が貸す。）

1番

権利の設定を受ける者（借り手） 中山町中山 ○○ ○○

権利を設定する者（貸し手） 松山市 公益財団法人 ○○

権利設定地 中山町出渕 畑 外2筆

契約期間 令和元年○月○日～令和○年○月○日の9年10ヵ月

作付け予定作物 果樹（キウイ）

以上です。

議長

議案第84号、第85号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○委員

貸し手の○○さんは、一人で農業をされており、家では自家用野菜を栽培しています。借り手の○○さんは、○○歳と若く、○○の○○で農業経営について研修され、その後農業をしていますが、野菜・果樹を中心とした経営をしています。その畑では、キウイを栽培していきたいと伺っています。

議長

議案第84号、第85号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

〇〇委員

中間管理機構を通して、何か有利な点がありますか。

〇〇委員

農地中間管理機構を通して農地を集積し、2割、3割になってくると国から集積の協力金が出るとか、出し手も耕作放棄地がなければ協力金が出るとか、いろいろメリットはあるし、国は私的な利用権設定ではなく、極力この制度を利用して10年以上の貸付をなさというのが国の方針であるので、極力こちらを利用するようにお願いしたいということです。

事務局

補足として、〇〇さんは新規就農者であり、新規就農者の支援に関する補助金を受給しています。新規就農者でありかつ地域の中心的な経営体でもある。さらに中間管理事業の貸付の実績があるということになると、本人の営農支援に関する補助事業を有利に展開することができるということで、直接的なものだけでなく数的なメリットもあるということになります。

議案第84号、第85号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第84号、第85号について承認いたします。

続きまして、7ページをお開きください。

■議案第86号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第86号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	下三谷	〇〇	〇〇
譲受人	松前町	〇〇	〇〇

申請地 上三谷 田 外1筆
転用目的 貸露天資材置場
権利の種類等 所有権移転

譲受人が代表取締役を務める〇〇は昭和〇〇年に創業し、歴史も古く現在に至るまで長年〇〇の〇〇の協力会社として、〇〇工場内の各種業務に携わっており、本店も東レ〇〇敷地内に構えております。また、〇〇工場内には〇〇の資材置場がないことから、〇〇工場外の土木工事を受注した際に工事現場付近の土地を工事期間中賃借して対応していましたが、工事の受注増加に伴い自社の資材置場がないため作業効率に支障をきたしております。資材の一元管理を行い、作業効率を上げるためにも資材置場を必要とするため、転用申請に至ったものであります。

申請地は、上三谷の〇〇の東側で、〇〇と〇〇が交差する場所の付近に位置し、10 ha 未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

議案第86号につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは、専業農家で、米を大規模に作っていますが、〇〇の〇〇さんが本人の名前で資材置場に分けてもらいたいという希望があり、売買の方針をとりたいということです。場所は〇〇の近くで資材置場に都合がよく、〇〇さんは、3代続いた〇〇であり、信用がおけるということで話を進めていきたいということですのでよろしくをお願いします。

議長

議案第86号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

〇〇委員

転用の場合、行政区域が変わっていますが、会社が近辺に土地があれば転用は可能なのでしょうか。

事務局

松前町農業委員会に違反転用、他の資材置場はないのか確認しましたが、他にはない

との確認ができたので、今回は新規の資材置場を作るということになります。

〇〇委員

基盤整備したところではないのでしょうか。

事務局

白地です。

議案第86号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第86号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、8ページをお開きください。

■報告第64号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第64号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回3件の届出がありました。

1番

譲渡人 米湊 ○○ ○○

譲受人 米湊 ○○ ○○

届出地 米湊 田

転用目的 分譲宅地

権利の種類等 所有権移転

2番

譲渡人 米湊 ○○ ○○

譲受人 松山市 ○○株式会社

届出地 米湊 田

転用目的 分譲宅地

権利の種類等 所有権移転

3番

譲渡人 鹿児島県鹿児島市 ○○ ○○
譲受人 松山市 ○○株式会社
届出地 米湊 田
転用目的 分譲宅地
権利の種類等 所有権移転
以上です。

議長

報告第64号についてご質問ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして9ページをお開きください。

■報告第65号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第65号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回4件の届出がありました。

1番

貸出人 下三谷 ○○ ○○
借受人 下三谷 ○○ ○○
届出地 下三谷 畑 外1筆
解約事由 双方合意
権利の種類等 農地法3条 賃貸借権設定

2番

貸出人 下三谷 ○○ ○○
借受人 下三谷 ○○ ○○

届出地	下三谷	田	外2筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条 賃貸借権設定		

3番

貸出人	市場	〇〇	〇〇
借受人	市場	〇〇	〇〇
届出地	市場	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条 賃貸借権設定		

以上です。

4番

貸出人	米湊	〇〇	〇〇
借受人	米湊	〇〇	〇〇
届出地	米湊	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条 賃貸借権設定		

以上です。

議長

報告第65号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・意見交換会の開催について
 - ・令和元年度農業者年金加入推進について
- 事務局より説明あり

議長

次回の開催日程について

定例総会 令和元年6月28日(金曜日)午後2時30分伊予市役所4階大会議室
を開催予定としております。

以上で、第23回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第23回5月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時25分 閉会)